

社会福祉法人シオンの園 2019年度実績報告書

本部拠点

本部

理事会 年10回、2019年4月16日(第1回)、6月10日(第2回)、6月25日(第3回)、
8月6日(第4回)、9月24日(第5回、文書)、10月28日(第6回、文書)、
12月3日(第7回)、2020年1月8日(第8回、文書)、2月7日(第9回)、
3月24日(第10回、文書)

評議員会 年3回、2019年6月25日(定時1回)、4月22日(臨時第1回、文書)、8月
20日(臨時第2回)12月19日(臨時第3回)、

法人監査 年2回、2019年6月3日、6月6日 9:00-11:30

評議員選任・解任委員会 開催なし

法人の情報公開 インターネットにて公開、

職員住宅の提供 1棟

シオンの園創立記念礼拝 2019年12月1日(日) 日本基督教団隠岐教会にて

研修 職員カウンセリング(年1回、全員)

島根県本部監査(10月2日、水、シオン保育園にて)

A拠点

シオン保育園

1. 保育日数 294日(希望保育日 5日、8/13-15、3/30-31)
2. 開所時間 4月-3月 7:45-18:00
3. 児童数 (月平均) 0歳児2名、1歳児6名、2歳児9名、3歳児7名
4歳児13名、5歳児14名、合計 51名(定員50名)
4. クラス編成 蕾組(0歳、1歳児)、兎組(2歳児)、花・月組(3歳、4歳)、星組(5歳児)
5. 補助事業
A、地域活動事業 子育て講座、世代間交流活動支援、地域交流
B、一時預かり事業 年間 64名 開所日数 294日
6. 保育行事

月	行事内容
4	新入園児歓迎(1)、交通安全テント村(12)、イースター行事(22)、 フッ素化物洗口開始(24)
5	内科健診(15)、交通安全テント村(15)、家族遠足(18)、ヨモギだんご作り(30)

6	花の日訪問(11)、交通安全指導(12、17)、歯科健診・フッ素塗布(14)、保小交流(18)、
7	劇団風の子(19)
8	保護者園庭作業(10)、教育時間利用夏休み(11-18)、夏期休園(13-15)、知夫中職場体験(27-30)
9	保育園指導監査(3、県、町)、親と子のコンサート(9)
10	運動会(19)、5歳児健診(24)、就学時健診(28)、遠足(30)
11	人権集会(1)、内科健診(1)、歯科健診・フッ素塗布(6)、保護者会お楽しみ会(16)、おみせやさんごっこ(26)、保小交流会(29)
12	エコ集会(4)、クリスマス礼拝・祝会(21)、おもちつき(24)、年末休園(29-31)
1	年始休園(2-3)、
2	小学校一日入学(19)
3	新入園児説明会(5)、人権研修(9)、お別れバイキング(26)、卒園式(28)、希望保育(30、31)
毎月	誕生会、身体測定、防災訓練、絵本の読み聞かせ(横棚さん) 国際交流員との交流、療育相談(随時)

7. 職員研修

フェリアンEAP研修（組織心理、カウンセリング、グループワーク）、
人権研修、他外部研修参加

シオン子どもの家

事業名 放課後児童健全育成事業

2018年4月1日より休止、2019年3月31日廃止

子育て支援センター・シオン

事業名 子育て支援拠点事業

開設場所 シオン子どもの家

開設日時 通常 月、水、金曜日 9時から14時

随時 子育てサロン(4月のみ第3木曜日)、他行事に応じて開設

年間開設日数(行事を除く) 137日、親子広場 137日

利用者数(行事を除く) 親子広場年間延べ人数 916名(親 454名、子 462名)

利用世帯 1日平均 3.3世帯 6.7名(親 3.3名、子 3.4名)

職員 センター長(大野光信) 1、他職員 4名

事業内容	相談事業	常時	育児相談、子育て相談、女性相談、家庭相談 面接・電話(支援センター、外部機関にて)、訪問 訪問、月たよりにおいて子育て情報(毎月1回) 図書及び情報誌等の常設・貸し出し
	他機関との連携		乳幼児健診に協力、福祉事務所(役場)、児童相談所 医療機関、西ノ島町社会福祉協議会、保健所、 教育委員会
	各種行事		リズム遊び、料理教室、コンサート、手芸、 健康について、他

B 拠点

ハイツ・シオン

事業名 共同生活援助事業 (介護サービス包括型)

実績	グループホーム	定員 13名	実利用人員	12名	年平均	10.1名
	ハイツ・シオン	定員 3名→5名			年平均	2.9名
	ハイツ・シオンⅡ	定員 4名→2名→3名			年平均	3.0名
	ハイツ・シオンⅢ	定員 5名			年平均	4.2名
	※ハイツ・シオン大規模修繕工事に伴い10月より定員変更 利用者増により2020年1月から定員1名増					

研修 フェリアンEAP研修 (カウンセリング、ハラスメント研修)
ございな利用者旅行引率 (大阪・奈良、はわい温泉)
障がい者虐待防止研修 (施設内研修)
罪を犯した人の支援に携わる福祉関係者のための研修会

その他 ハイツ・シオン大規模修繕工事終了にてハイツ・シオンⅡの2名がハイツ・シオンへ引っ越し、10月10日に入居する。

ございな

事業内容 多機能型事業（生活介護、就労継続支援B型）
定員19名（生活介護7名、就労継続支援B型12名）

実績 就労継続支援B型 年平均 11.5名

開設日数 年間312日

作業 黒木公民館の清掃作業
みゆき荘の清掃作業
西ノ島町観光施設の清掃作業
隠岐島前病院リハビリ室清掃作業
イワガキ採苗器加工作業
JFしまね清掃作業
その他委託作業等

生活介護(共生型デイサービス) 年平均 5.9名

開設日数 年間229日（5月～翌3月）

2019年4月より生活介護事業開始

5月より共生型デイサービスとして事業開始

研修 障がい者虐待防止・権利擁護研修
フェリアンEAP研修（カウンセリング、ハラスメント研修）
（管理職研修 2回）

ございな利用者旅行引率（大阪・奈良、はわい温泉）

安全運転管理者講習

精神保健福祉士取得のためのスクーリング

U・Iターンフェア(東京)

障がい者虐待防止研修（施設内研修）

会議 高次脳機能障害連絡ネットワーク会議

精神障がい者支援研修

西ノ島町人権研修

隠岐圏域精神障がい者地域生活移行・地域定着支援会議

高齢者サービス調整会議

地域ケア会議

C 拠点

デイサービスセンター・シオン

事業名 老人デイサービスセンター

事業内容 指定地域密着型通所介護
第1号通所事業（総合事業）

実績 指定地域密着型通所介護・第1号通所事業

定員 10名

年間開所日数 22日

年間延べ利用者数 126名

年間実利用者数 13名

1日平均利用者数 5.7名

その他 行事 お花見

会議 高齢者サービス調整会議（月2回）

地域ケア会議（月1回）

2019年4月30日をもって地域密着型通所介護、第1号通所事業は廃止となり、5月より利用者は、障がい福祉サービス事業の生活介護の共生型デイサービスへ移行

D 拠点

シオンこひつじ保育園

1. 保育日数 290日（希望保育日5日、8/13、14、15、3/27、3/31）

2. 開所時間 4月-3月 月～金 7:00-19:00、土 7:00-18:00

3. 児童数（月平均）0歳児6名、1歳児7名、2歳児12名、3歳児10名
4歳児5名、5歳児2名、合計 42名（定員40名）

4. クラス編成 つばみ組(0歳、1歳児)うさぎ組(2歳児)、はな(3歳児)つき・ほし組(4歳、5歳児)

5. 補助事業

地域活動事業 子育て講座、地域交流

6. 保育行事

月	行事内容
4	入園式 (2)、内科検診 (16)、歯科検診 (19)、イースター行事 (22)
5	親子遠足フォーゲルパーク(18)
6	クラス懇談 (4-10)、花の日行事 (13)
7	風の子公演 (11)
8	プール参加 (1-7)、夏期希望保育(13-15)
9	ゆなさんコンサート (7)、保育料無償化に関する説明会 (17)
10	運動会 (5)、不審者対応訓練 (10)、内科検診 (15)、歯科検診 (17)
11	遠足 (7)、個人懇談 (5-14)
12	クリスマス礼拝・祝会(14)、ひより訪問 (19)、増築工事起工式 (21)、年末休園 (29-31)
1	年始休園(1-3)、
2	交通安全教室 (17)、お楽しみ会 (27)
3	卒園式 (26) 希望保育・新年度準備(28、31)
毎月	誕生会、身体測定、防災訓練

7. 職員研修

フェリアンEAP研修 (カウンセリング、組織心理)、松江市訪問指導、他外部研修参加

E 拠点

まつえシオンこどものいえ

事業名 放課後等デイサービス事業
 施設名 「まつえシオンこどものいえ」
 開設場所 松江市雑賀町 396 「まつえシオンこどものいえ」
 開設年月日 2018年4月1日
 事業休止 2018年12月31日
 事業廃止 2019年12月31日

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算取得に関する取組みについて

ございな、ハイツ・シオン、ございな(デイサービスセンター)では、福祉・介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算取得において以下の取組みを行っております。

特定処遇改善手当として

1. 経験・技能のある福祉人材 (A) 月額 10,000 円

以下の条件の全てに当てはまる者

- ・手当支給年度の 4 月 1 日現在で当法人において正規職員として勤務した期間が 10 年を超える者。
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、心理士、医師、看護師、保育士等の資格保有者。サービス管理責任者、主任。これらと同等な働きをすると理事長が判断した者。

ただし、施設長又は管理者のみの業務に携わる者には支給しない。

2. 他の福祉人材 (B) 月額 5,000 円

以下の条件のどれかに当てはまる者

- ・手当支給年度の 4 月 1 日現在で当法人において正規職員として勤務した期間が 10 年を超える者。
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、心理士、医師、看護師、保育士等の資格保有者。サービス管理責任者、主任。これらと同等な働きをすると理事長が判断した者。

ただし、施設長又は管理者のみの業務に携わる者には支給しない。

3. 他の福祉人材 (C) 月額 2,500 円

- ・その他の正規職員
- ・B 拠点に勤務する有期契約職員及び無期契約職員

【手当額の計算式 手当の基準額×1週間の勤務時間数÷38時間=手当の額】

※特定処遇改善加算額より賃金改善額が下回った場合は不足分を一時金として支払うこととする。

具体的な取組み(賃金以外)

資質の向上	<p>働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い支援技術を習得しようとする者に対するサービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</p> <p>職場内研修として法人独自の研修を外部から講師を招いて行う</p>
労働環境・処遇の改善	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</p> <p>外部カウンセラーによる定期的なカウンセリングの実施</p>
その他	非正規職員から正規職員への転換